

【北上市】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	6,880	6,697	6,531	6,330	6,096
②予備機を含む整備上限台数	0	7,700	0	0	0
③整備台数（予備機除く）	0	6,697	0	0	0
④③のうち基金事業によるもの	0	6,697	0	0	0
⑤累積更新率	0	100	100	100	100
⑥予備機整備台数	0	1,003	0	0	0
⑦⑥のうち基金事業によるもの	0	1,003	0	0	0
⑧予備機整備率	0	15	0	0	0

確認事項

- ・①の児童生徒数は、市立小中学校（23校）の児童生徒数の合計である。
- ・予備機については、国の補助金上限の15%を最大で活用する。

（端末の整備・更新計画の考え方）

G I G A第1期で整備した端末について、5年を経過したのちに更新を行うものである。今後、児童生徒の増加があった場合は、当面は予備機による対応とし、運用に影響がある増加分については予算化ののちに変更契約する。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

基本的なデータ消去を行った上で、業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。業者への委託は、G I G A端末の更新の契約内に含めることとする。

○対象台数：7700台

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：7700台

○端末のデータの消去方法

- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和7年6月 処分事業者 選定

令和8年4月 新規購入端末の使用開始

令和12年3月 使用済端末の事業者への引き渡し